

「相続税対策の安易な養子縁組はトラブルの元」

相続に関わる養子縁組

サービス

サービス内容

相続が争続にならないための
養子縁組のポイントをアドバイスいたします！

- 相続税の節税効果
- 兄弟間の人間関係について
- 孫を養子にした場合
- 後妻の連れ子の養子縁組について
- 養子縁組と離縁の重要性について
- 養子縁組に関わる相続税法と民法の違いについて

下記条件が必要です

- 養親が成年者であること
- 養子が養親者より若いこと
- 尊属（親等の上で父母と同列か、それより目上かの血族）でないこと
- 養子縁組をした旨の縁組届を提出すること
- 再婚による養子縁組で養子が未成年の場合、養子の実親の同意と家庭裁判所の許可をとること

サービス費用

100,000円（消費税別途）

※顧問弁護士による法律相談は、別途



クレジットカードがご利用いただけます。

お問い合わせ先

TEL.048-477-2007

営業部 加藤まで
相続診断士・宅地建物取引士

明治5年
創業



増木工業株式会社

Panasonic Builders Group | パナソニックビルダースグループ
TEL.048-477-2007 FAX.048-477-1167
〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号

建設業許可 国土交通大臣（特-27）第23888号 宅地建物取引業免許 国土交通大臣（2）第8122号

一級建築士事務所登録（埼玉県知事登録（1）第11190号 東京都知事登録 第57037号）

詳しくは | 増木 | 検索 | www.masuki.net/

